# 桑名市立中央図書館所蔵

# 『天保十一年御上京一件』 翻刻と解説(二)

石 真理子

飛岡

### はじめに

統仁親王(後の孝明天皇)の立坊の祝いに幕府の名代として桑名藩主松平定和が上京した際の桑名藩内の記録をま 桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』(以下、『御上京一件』とする)は、天保十一(一八四〇)年、

とめた史料である。 前号中京大学図書館学紀要第36号に二十二丁裏までを翻刻した。今回は墨付全六十二丁のうち二十三丁表から

四十四丁表までを翻刻する。なお、前号に『御上京一件』の体裁および概要を掲載したので併せて参照されたい。 本史料は天保十年十一月に藩主定和が江戸において名代の命を受けた旨の桑名への知らせからはじまり、桑名藩

藩士達の事後処理に至るまでを扱っている。記事構成は終始一貫した回顧記録ではなく、藩士達への指示や通達に

\_

等も抜粋の形で書き留められたものが多い。

かかわる書状や申達文、御触などの一部を書き写し留めた形になっている。一つ一つの記事には表題がなく、 書状

上京一件』から判明する事柄とその限界を探ることで解説としたい。 本稿では、今回収録の記事のうちから江戸京都間の旅程に関わる記事をとりあげ、資料の性格を考察しながら『御

三月二十六日に江戸を出発した事が度々記される。ところが、他の文献で出発日の確認をすることは大変難しい。 する出発前最後の記事である。また、藩主定和の今回の名代任務の記録である『京都御使勤書』では、三月二十三 越中守京への御使命ぜられ。いとま下さる。」と記される。松平越中守は定和のことである。この記事が上京に関 知ることができるが、『続徳川実紀』では出発日の確認はできない。天保十一年三月十五日条に「立坊により松平 藩主定和は当時溜間詰として江戸勤めをしていたため、『続徳川実紀』によって出発以前の江戸での動向の一端を 用日記』でも確認できることを前稿で述べた。一方、江戸出発日に関してはどうだろうか。『御上京一件』では、 一行の上京に関しては『御上京一件』に四月十八日の到着とその後三度の参内日が記され、これが『禁裏御所御

とあり、京都へ持参する御進献の品を受け取るために三月二十三日に御進献之御品為請取今日致登(城旨昨日申成候間五ツ半時過出発)

川実記』

の三月十五日の暇の後、三月二十三日まで江戸に留まっていた事がこの記事によって確認できるが、 京都へ持参する御進献の品を受け取るために三月二十三日に江戸城に登城したことが確認できる。

変貴重な資料と言えるだろう。 日は記されない。『御上京一件』は藩士の動向のみならず、御名代としての定和の動向を究明するにあたっても大

さて、ここで、旅程に関わって三十二丁裏から三十三丁表にかけての記事に注目したい。

坂ノ下 御泊 水口 御置	四日市 御泊 亀山 御置		御着城	池鯉鮒 御置 宮御泊 御泊	赤坂 御置 岡崎 御泊	浜松 御置 白須賀 御泊	金谷 御置 袋井 御泊	府中 御置 藤枝 御泊	吉原 御置 興津 御泊	箱根 御置 沼津 御泊	大磯 御置 小田原 御泊	川崎 御置 戸塚 御泊	三月廿六日江戸御発駕	御休泊左之通
同細	袋井	白須賀	岡崎	宮	御	石薬師	土山	大津	大津			御	大津	石部
同御泊	御泊/	御泊	御泊	御泊	入城御一宿	御置	御置	御置	御置	泊御休	直	御帰府同	御泊	御泊
大井川出水ニ付	濵松	赤坂	/ 池鯉鮒		Щ	四日市	関	石部	布部	水 口			京都御着	草津
小二付	御置	御置	御置			御泊	御泊	御泊	御泊				着	御置

御泊 吉原 御置 御置 品川 藤沢 御泊 御泊 神奈川 御置

沼津 御泊 箱根 御置

小田原

御泊

大磯

御置

御着府

以上

この記事 の行程や宿泊に関する全体像を記している唯一の記事である。以下、御休泊一覧の資料としての性質を考えてみた この記事はいつ頃作成された、どのような資料であるのだろうか。 (始まりの 「御休泊左之通」という言葉を借りて、 以下「御休泊一覧」とする) は『御上京 一件』で往路

うである。その記事の後は、 者に向けての記事で、 まず御休泊 またその後京都への行列に参加する者の準備に関する通達へと戻る。 一覧の前後の記事を確認する。 一行が「去月廿六日」江戸を無事出発したため「御歓帳」を付けるように通達したもの しばらく江戸および京都からの一行を桑名で出迎える人々への通達に関する記事が続 御休泊一覧の直後に置かれる記事は、桑名で江戸からの一行を迎える

本陣での宿泊や人足・馬の手配については、 江戸桑名間、 おり各宿駅の問屋場へ宛てるものであるように思われる。 日桑名発駕」とされているので、江戸から桑名に到着した後、京へ向けて出発する一日前のものと思われる。 の二日前に発せられ各宿場へ廻すための原稿または控え、四日市大津間のものは四月十三日の日付があり、 御休泊一覧の直前の記事は、 「廻状」として各宿駅に順次回していくといわれている。直前の記事の宛先は「右宿々川口屋中」となって 四日市大津間の二種類があり、 人足と馬の手配について各宿駅へ出す廻状の指示に関する記事であると思われる。 江戸桑名間の記事は三月二十四日の日付であるため、 事前に「先触」を出すが、 御休泊一覧の文面も、各宿駅について「御泊」と「御休」 宿駅や問屋場に個別に問い合わせるのでは 江戸出発予定日

すぎごろ御入なり。

ではなく、「御泊」と「御置」と表記しており、直前の記事と一続きの記事である事を思わせる。

以下、御休泊一覧の記述内容を検討する。最初に、往路の江戸京都間のうち江戸から桑名に至るまでの記事に注

目し、江戸桑名間に費やした日数と記述の関係について考えてみたい。

先に述べた通り、出発日は三月二十六日である。では桑名到着日はいつであったか。『御上京一件』には、

四十四丁表に次のように記される。

京都為 御使三月廿六日卯ノ刻/御発駕四月六日御着城之処/御道中川支「而四月十日八ツ下/御着城被遊

名で待つ藩士の立場からこの状況が描かれている。それによると、天保十一年四月五日条(®) 記事によると、到着日は四月十日で、三月二十六日に江戸を出発し、四月六日に桑名へ到着する予定だったが、途 川支のため四日遅れて四月十日に到着したことがわかる。桑名藩の下級武士の日記である『桑名日記』にも桑

やく二人立つたげな との様明六日御ちやくの御つもりのところとんと御様子しれずそれゆへとの様の御出なさるところまで御ひき

とあり、桑名藩の藩士達には四月六日桑名到着予定と連絡されていたことが分かる。また同書四月十日記事に、 川口へ御ちやくはいけんニゆく。九ツ半すぎごろ御ちやくなり。御ほんちんニて御てまがとれ御しろヘハ八ツ

ており、三月二十六日発四月六日桑名着の予定であったこと、四日遅れの四月十日に到着したことは事実であった と言えるだろう(以下、この桑名で周知されていた三月二十六日発四月六日の旅程を「桑名連絡旅程」とする)。 とあり、六日到着予定が四日遅れの十日到着になったことが記される。『御上京一件』と『桑名日記』とで一致し

ると以下の通りとなる。

勢曆)によれば天保十一年三月は小の月で二十九日までしかないため、三月二十六日出発四月六日到着と考えた場勢暦)によれば天保十一年三月は小の月で二十九日までしかないた。② 共 合九泊十日の日程となる。御休泊一覧で「御泊」と記載されている宿駅は、 これをふまえて、次に、御休泊一覧の示す「御泊」と桑名連絡旅程、実際の日数との関係を考える。 白須賀、 岡崎、 宮の九箇所であるので、九泊であれば各一泊ずつと考えるのが自然であろう。 戸塚、 小田原、 沼津、 仮に日付を宛て 興津、 伊勢内宮暦 藤枝、袋 伊

六

宿の『御休泊記録』からそのことがわかる。二川宿は白須賀宿の次の宿で御休泊一覧には記されていないが、 したのであろうか。結論から言うと、実際の旅程で宮に二泊した可能性は低い。『桑名日記』四月十日条と、二川 九泊十日の桑名連絡旅程と合致しない。では、 ところで、御休泊一覧は「宮」の「御泊」を二度記述しているが、この旅程で宮に二泊とすると十泊十一日か 小田原 沼津 戸塚 御泊 御泊 御泊 御泊 御泊 四日目 二目目 五日目 三日目 一日目 (三月二十六日) (四月一日) (三月二十九旦 (三月二十八日) (三月二十七日) 何らかの事情によって「実際に」宮に二泊したという事を示そうと 袋井 岡崎 白須賀 桑名御着城 御泊 御泊 十日目 九日目 八日目 七日目 六目目 (四月六日) (四月二日) (四月五日) (四月四日) (四月三日)

かり、

京都御名代

記録によると

行は四月八日その二川宿で小休をしている。二川宿本陣宿帳『御休泊記録』「ま」の部天保十一年子四月八日の

桑名侍従様 白須賀

### 岡サキ

## 御小休料金弐百疋

る計画があったということになるだろう。 かる。宮の「御泊」の二度書きについては、 泊であったと考えられる。以上から、桑名連絡旅程でも実際の旅程でも宮に二泊した可能性は極めて低いことがわ 程と確定する。四月八日に岡崎泊、十日には桑名到着であるから、宮に二泊することは難しく、宮は四月九日に 日記』四月十日条によって桑名到着が四月十日であることが判明しているため、二川から桑名までは二泊三日の行 四月八日に白須賀宿を出発し二川宿にて小休、その後岡崎宿に宿泊予定ということのようである。『桑名 間違って二度記されたか、または桑名連絡旅程段階以前に宮で二泊す

階のものが記されているといえるだろう。 以上、御休泊一覧は廻状関連資料と思われ、 少なくとも江戸桑名間の記録は結果を記しているのではなく予定段

がら現在他の資料を見出し得ない。次の坂ノ下石部間については、「土山家本陣休泊編年一覧」によって足取りが わかる。それによれば、四月十六日土山で小休、 名発駕被致/上京候」、四十八丁表に「為御上京四月十四日四ツ八分/御発駕被遊候」とあり、四月十四日に出発 したことがわかる。『桑名日記』にも、四月十三日条に「明十四日御ほつかあそはされ候ニ付」、同十四日条に、 上京一件』三十二丁表、四月十三日付の人馬手配の指示に関する文書中に、「右者桑名侍従殿就/御用段十四 名京都間を四泊五日の行程とし、宿泊地を四日市、坂ノ下、石部、 町江御ぎやうれつはいけん二出る。」とあり、四月十四日出発は確実である。四日市での宿泊については残念な 往路の桑名京都間については御休泊一覧と実際にかかった日数との隔たりは見られない。 前地は坂下で後地が石部となっている。この資料により、 大津としている。桑名出発日については、 御休泊一覧の旅程 御休泊 日桑 は桑 矢 御

については『京都御使勤書』

覧の坂ノ下泊、 石部泊は正しく、坂ノ下泊が四月十五日、石部泊が四月十六日であることがわかる。大津京都間

大津駅六ツ時〈提灯行〉出立追分蹴上小休九ツ頃"京都三条通和久町松平隠岐守邸旅宿"借受候

の四月十八日条に

とあることから、四月十七日大津泊、十八日京都着であることがわかる。 これらから御休泊一覧の桑名京都間の 御

泊」の宿と実際の旅程はほぼ一致していたと考えることができる。

駅である草津から石部にかけての部分で、次のように記されている。 いても旅程を示しているが、復路部分には訂正や小字がいくつか存在している。一つ目は京を出発してすぐ次の宿 次に、復路の訂正部分と小字部分を中心に御休泊一覧の資料的性格を更に考えてみたい。御休泊一覧は復路につ

草津

(番句) カL

大津 御閳 布部 御泊

に訂正していると思われるが、この訂正から本記事の性質が見え隠れする。 復路の大津水口間に小字と訂正がある。大津を御置から御泊へ訂正し、草津を御休として追加、 石部の御泊を水

本陣休泊編年一覧」 によると、定和一行が四月二十八日に土山宿で休息をしており、また前地を「水口」 に出発している。また、この区間の宿駅の記録では土山宿の休泊記録で定和一行の足取りがわかる。 事実関係を先に確認すると、『京都御使勤書』四月二十五日条には「明日出立二付暇乞」とあり、 前述「土山家 四月二十六日 関

いうことになる。訂正加筆が復路に複数存在しているのはいかなる理由によるものなのであろうか。この事と関わ としている。四月二十七日に水口泊、二十八日に土山休関泊となるから、史実としては訂正後の水口泊が正しいと 宮

池鯉鮒

岡崎

赤坂

白須賀

— 浜松 —

袋井

金谷

藤枝

興津

吉原

ると思われる記事が 『御上京一件』の四十九丁裏に記される(該当部分の翻刻は次号掲載予定)。

四月廿六日 同廿七日 水口 泊 廿九日 土山

休

廿七日 大津 泊 廿八日 草津 休 廿八日 関 泊

この記事は四十九丁表から五十丁表にかけて記載された「御帰府之節御廻状」と題されたものの一部で、各問屋場 石薬師 休

、の通達文書の控えを記したものと思われる。 復路だけの通達で、京都桑名間の差し出し日は「四月廿四日」 となっ

の予定となっていたことがわかる。これは御休泊一覧の大津、草津、 ており、桑名江戸間は「五月朔日」となっている。これによれば、四月二十四日時点では大津泊、 一覧に記された旅程計画が先にあって、御休泊一 覧の訂正部分は四月二十四日段階の廻状により修正したものか、 水口の訂正分と一致する。これらから、 草津休、 水口泊

次に、復路の桑名吉原間をみてみる。

または実際の旅程へと修正したものではないかと推測される。

袋井 白須賀 岡崎 宮 御泊 御泊 御泊 御泊 濵松 赤坂 池鯉鮒 御置 御置 御置 興津 同御泊 御泊 御泊 /金谷 大井川出水ニ付 吉原

御置 御置

ら考えてみたい。記事中の宿駅を正しい順路にならべると、 宿泊地と休憩地の配列方法と記事の脱落のため、 本記事は大変理解の難しい行程表となっている。 先に配列順

九

の順となる。

興津吉原間からは順路通りになっているがそれより前は、行内で上下が逆になっ 、宿泊予定地を□で示す。)

階において上段と下段が一行ずつずれてしまったという可能性の二通りを考える事ができる。 後掲の写真1をみる ているかのように見える。宿泊地を基本として同日の「御置」宿場を同じ行に書き付けた可能性と、いずれかの段 と宮池鯉鮒間、 配列順を考えると、 岡崎赤坂間が線で結ばれているのがわかるが、この線はおそらく配列を順路通りに正そうとして施

されたものと考えられる。問題は藤枝興津間であるが、これはどうも間に「府中」が抜けているようで、先に述べ

五日

た復路の廻状記事(五十丁表)によれば、

袋井 泊

休

休

泊 府中 六日

七日

泊 吉原 休

となっている。

大井川は金谷島田間にあるため、「同御泊」は袋井宿のことのように思われる。一方、五十丁表の廻状の日付は延 る。「同御泊」の宿駅が袋丼か藤枝かが問題となるが、順路は袋丼 たという実際の旅程を記している。この小字部分から、 ここで注目したいのは、御休泊一覧の袋井藤枝間の小字部分である。大井川出水のため、旅程が一日延引となっ 旅程記事自体は予定が記されているものであることがわか —掛川—日坂—金谷—島田 ― 藤枝の順で、

引部分を記載していない。このため五月一日文書に付された日付は事後の実際の記録ではなく予定日であると判断

んでいることがわかる。これら往路復路の記述内容の検討から、御休泊一覧は出発前の三月中に宿泊予定を通達し 以上から、復路については、御休泊一覧の宿駅から変更があった可能性があること、実際の旅程を小字で書き込

たものであること、実際の旅程の一部について小字で加筆した部分があることがわかる。

状の一部と推測されるもので、予定段階のものに部分的に実際の旅程が書き込まれている状態である。『御上京 の記事の比重を考えると、『御上京一件』の編集者にとっては、行列の準備に関わる通達の記録に比して、実際の 『御上京一件』は御休泊一覧以外には往路の一行の旅程一覧を載せていない。その一覧も、考察してきた通り廻

旅程はそれほど重要ではなかったように思われる。

程については、その出発日でさえ『続徳川実記』に記されないということを先に述べた。一部の旅程については各 天保十一年の桑名藩主松平定和の上京は、 統仁親王立坊祝いの幕府名代としての上京である。しかしながら、旅

の往路については出発日と京都到着日、途中家元である桑名の到着日と出発日が確定しており、白須賀桑名間と桑 宿駅の宿泊記録によって跡づける事ができるが、現状この上京の記録を残している宿駅は少ない。『御上京一件』 の記事はそのような中で上京の実際の旅程を推測するのに大変貴重な資料と言えるだろう。上述の通り江戸京都間

名出発後の旅程も概ね事実確認ができた。旅程で不安定要素があるのは、江戸桑名間の旅程中の四日分の遅延に関

名日記』二川宿の『御休泊記録』等の資料からおおよその旅程を検討しておきたい。 係する部分である。この四日分の旅程詳細の事実確認は困難部分も多いが、『御上京一件』内部の記事および『桑

江戸発、 まず、江戸桑名間の旅程について事実確認をしておく。先の考察から事実として確認できるのは、三月二十六日 四月十日桑名着および四月七日白須賀、四月八日岡崎、四月九日宮である。これらから、四日分の遅延は

とあり、これによれば旅程の延引の原因は、主として川留であったことがわかる。

四月七日の白須賀までに発生していることがわかる。上述の四十四丁表には「御道中川支'而四月十日」到着した

た川はいずれの川なのであろうか。川支と実際の旅程に関わって、『御上京一件』四十二丁表に次のような記事が 江戸時代の東海道は、人力や船で渡らねばならない場所が大井川をはじめいくつかある。遅延の主たる原因となっ

一御上京御使札 飛脚人数調

あるのが注目される。

御飛札

御上京之節飛脚御足軽一日

十九里宛之割

箱根山越御止宿より 江戸エ斗小早町便

(イ) 一大井川御渡渉御止宿より 同断

(ロ)一六日目御止宿より御使札 江戸流脚弐人

御便者都而江戸『仕立

(ハ)一御半途駅御止宿より御飛札 江戸、弐人

袋井

御泊

(六日目予定)

日坂

# 但御所司代様"も同断 京都、弐人桑名"兼

(II) 一御旅中水増二日余之御逗留'候ハ、御飛札 江戸´斗弐

(木) 一右川段御発駕"付御飛札

但御所司代様"も同断 江戸、弐人

京都、弐人桑名。兼

ら白須賀までの宿場と川との位置と御休泊一覧の休泊予定の関係を示すと次の通りである(川を【 】で示す)。 に記号を付した。以下、この(イ)から(ホ)の飛札と旅程の関係を考える。(イ)の飛札が関わる大井川周辺か された飛札が、およそ順路順に並べられている。以下この記事順が順路順に記されていると仮定して考える。 これは旅程中に出された飛札の一覧記事の一部である。四十二丁表から四十二丁裏にかけて江戸京都間の往復で出 川に関する飛札は三種ある。今、川に関する最初の飛札を(イ)とし、川に関する三つ目の飛札までの飛札に順

【天竜川】

浜松 御置

島 藤田 枝

御泊

(五日目予定)

【大井川】

御置

舞阪

【浜名湖(浜名川。今切の渡)】

荒居

白須賀 泊(七日目予定。

実際は十一日目の

四月七日。)

見付

が三所ある。まずは旅程を考える上で問題となる各飛札の表現と内容についてその問題点を指摘する。 記事からは不明である。例えば、後にある(二)は川留により川が渡れず逗留している事の報告であり、(ホ)は 御渡渉」については、「大井川御渡渉」の連絡が大井川を渡る前日の連絡なのか渡った直後の連絡なのか、この 大井川以降、白須賀までの間には、大井川、天竜川、浜名湖(今切の渡)というように川留のおそれのある場所 (イ)「大井

几

られる。(ハ)「御半途駅」は、 東海道の半分の宿駅を指すとすれば江戸から数えて二十七番目の宿である袋井宿にあたる。 東海道江戸京都間のちょうど半分の宿駅とも、旅程の途中の宿駅とも解釈できる。

逗留の後川を渡れることになった(または渡った)事の報告であるため、(**イ**) も事前、事後どちらとも受けとめ

その中で旅程状況に関わって次のような記事が注目される。 八日の記録には、 次に、川支えによる遅延に関わって、二川宿『御休泊記録』の記述に注目する。『御休泊記録』天保十一年四月 前章で引用した前後の宿駅情報の後に、定和一行の様子や今回の上京目的等が記されているが

て三日御延引相成候間、 右\*此度西ノ御丸御普請出来候ニ付、 前日朝右之段御廻状御持参御役人様御立寄御受印仕差上候…当日…大守様六つ半時御 京都御名代候由先達『御休泊御小休御廻状参り受印仕差上申候処、 川支ニ

着有之ゆる了~御小休被成候

四日に通るはずである。すると、二川宿が連絡を受けた到着予定日である四月五日は桑名連絡旅程から一日遅れ と言えるだろう。桑名連絡旅程では白須賀が四月三日泊、二川はその次の宿駅であるので、予定通りであれば四月 日程であったこととなる。また、 とが分かる。つまり、二川宿に知らされた到着予定日は実際の到着日である四月八日の三日前の四月五日であった 『御休泊記録』には「三日御延引相成候間」とあり、二川到着日が、二川宿に知らされた予定から三日延びたこ 全体での遅延は四日、かつ二川宿以降については先の章で述べた通り遅延発生の

らに三日遅れたということになるだろう。 余地がない。つまり、二川へは、予定の一日遅れの四月五日利用の日程で連絡していたが、実際はその日程からさ

以上から、藤枝白須賀間の行程について後掲の付表のように三つの仮説を立ててみたい。

仮説1は、(イ)を大井川渡渉後の飛札と想定して考察したものである。

都合で予定が合わず宿泊地自体を変更する事があり得る。もう一つは、旅程中の急な事情による宿の変更の場合で 月中に人馬調達指示を出すために用意された計画案の一部であると考えられる。この場合、 の可能性がある。 の五日目のものであろうと解釈する。さて、御休泊一覧の予定より早い日程で旅程が進む可能性については、二つ (**イ**) を大井川渡渉後のものと解釈し、さらに(**ロ**)が六日目の飛札であることに注目すると(**イ**)はその前日 一つは、出発段階で日程及び宿泊宿の変更があった可能性である。上述の通り御休泊 定和側、 あるいは宿の 一覧は、三

ある。

釈している。四月二日からの足止めが続きやっと四月五日に袋井を発つ事ができたと推測する。四月七日までの検 白須賀で二泊という行程を想定している。(二)は袋井宿に二日逗留した段階で出し(ホ)はその翌日出したと解 考察した。(二)(ホ)は天竜川の川留のため袋井で二日余りの逗留の後出発。その後何らかの都合により見付から 更した可能性を考えた。(ハ)の御半途駅は袋井と解釈する。(二)から(ホ)については、飛札を順に入れ込んで 模から考えれば日坂宿よりは金谷宿に宿泊したと考えるのが妥当と思われる。これらにより、藤枝から金谷宿へ変 御休泊一覧でも休止場所としてあがっている。これらを踏まえ、(イ)を川越後の報告と考えた場合には、 陣が無く、大井川を越えた金谷宿は本陣三軒脇本陣一軒が存在し、日坂宿は本陣一軒脇本陣一軒である。 藤枝泊から変更の可能な宿場についてであるが、『東海道宿村大概帳』によれば、藤枝宿は本陣(⑮) 宿場規

87 — この文章から、 証資料は無いが、前記の二川宿 これらをまとめて仮説1を時系列で追うと以下の通りである。旅程五日目、藤枝で宿泊予定であったが急な差合 四月五日から四月七日までの期間は、見付・浜松・荒居・白須賀のいずれかで過ごしたと推測できる。 『御休泊記録』によると四月八日に一行が二川で休息した様子が記載されている。

六

と(ロ)を出す。六日目の袋井は当初の予定通りなので、京にも桑名にもあえて報告無し。思わぬ川支で七日目も 一御半途駅」袋井に居ますと(ハ)を出す。 更に八日目も川支で、二日間袋井で川支にあいましたと(二)を出す。

により大井川を渡った金谷で宿泊。大井川を渡った報告として(イ)を出す。翌日、袋井に無事六日目に到着した

状況報告のために詳細を飛脚で報告。その後、見付から白須賀の間で(木)を出す。

遅延発生場所と日数は、袋井で二日遅延、見付から白須賀間で二日遅延。飛札差し出しの宿駅は(イ)金谷(ロ)

袋井(ハ)袋井(二)袋井(ホ)見付から白須賀のいずれかと考える。

は、 仮説2、3は、 全四日の遅れの内訳を二川宿『御休泊一覧』の、一日遅れの通知の後、さらに三日遅れという状況をそのまま 往復の飛札の状況と(ロ)の「六日目」飛札に注目して考察したものである。仮説2と3の違い

あてはめるかどうかの違いである。

着一付」の順、 情報は当然必要な情報であるだろう。残る二種のうち、「御半途駅」は東海道のちょうど半分の袋井駅と解釈して する飛札で共通するのは、傍線で示した大井川渡渉、御半途駅、桑名発着、 井川御渡渉御止宿より」「舞楽御拝見酒饌御頂戴御鳳輦御拝見有之候ハ丶」の順に記されている。 増二日余之御逗留」「右川段御発駕'付」「御旅中御尋之御奉書御礼御使札」「桑名御着城'付」「同御発駕'付」「御京 まず、飛札の出され方について考える。 復路は「御暇并御推任"付」「京都御発駕」「桑名御城」「桑名御発駕"付」「御半途駅御止宿より」「大 往路の飛札は、「箱根山越」「大井川御渡渉」「六日目」「御半途駅」「水 京都発着の四種である。 往復の行程に関 発着に関する

飛札の数を最小限におさえようとしていることが想像できる。往路に関しても必要最低限の回数で飛札が出されて れる。また、 ては御休泊一覧の小字に大井川が渡れず袋井で二泊しているため、遅延を知らせる必要が実際にあったものと思わ の難所といわれる場所である。このため状況を知らせる重要拠点であろうことは想像に難くない。 おきたい。御半途駅からの飛札は旅程の状況を知る目安となったであろう。また、袋井に程近い大井川は東海道 いたのではないだろうか。これらの往復の飛札の状況を前提として、往路のそれぞれの飛札と旅程との関係を考察 復路の桑名到着の飛札に「此飛脚見合置翌朝出立兼合」とあって翌日の飛札と一緒に出されており、 更に復路につい

する。

目の宿泊地は藤枝である。藤枝の先に島田、そしてその先に大井川があり、渡った先に、六日目の御置となってい について(イ)「大井川渡渉」と(ロ)「六日目」の関係を考えてみたい。御休泊一覧の予定では袋井の直前の から逆算すると、 された川がいずれの川かは不明であるが、(ハ)の御半途駅の後に記されているため、袋井よりも先の川の事であ ならば、(ロ)(ハ)を別々に出す必要はない。ここでは二つを別々に出しているので、六日目には袋井宿には到達 るとわかる。二日余の逗留とあるから、袋井を含めて袋井以降で少なくとも一日は遅延していることになる。ここ しておらず予定より遅れていたと考える方が自然であるように思われる。では、何日遅延していたのであろうか。 次に確認したいのが、(二)の「水増二日余之御逗留」候ハヽ」という表現である。「二日余」の逗留を余儀なく 一覧の通りに進んでいれば、袋井は六日目に宿泊する宿駅である。予定通りに六日目に御半途駅に到着している 旅程と飛札の関係について最初に注目したいのは、(ロ)「六日目」(ハ)「御半途駅」の二つの飛札の関係である。 「御半途駅」で飛札が出されており、 旅程全体での遅れは四日であるから、袋井の到着遅れは最大三日となる。ここで、袋井での遅れ 一行の旅程状況の目安として機能していたと考えられる。

(イ)の大井川渡渉のことは、(ロ)六日目飛札よりも前にあるので、六日目以前に大井川渡渉に関する連絡ができ りの五日目、藤枝袋井間で大井川の川支えのため最低一日、最大三日の遅延が発生していることになる に予定通り到着し、渡渉前に川の状況を連絡したと考えるのが妥当である。これらの結果から、藤枝到着は予定通 であろう。とすると、(亻)は五日目以前の飛札となる。藤枝が五日目、金谷が六日目であるので、 る位置まで来ていたこととなる。但し、六日目に(イ)の飛札を出すなら(ロ)と同日となり、兼ね合わせて出す る金谷がある。(イ)の出される駅は、大井川を渡る前の連絡であれば藤枝、渡った後であれば金谷が考えられる。 五日目に藤枝

それとも両方なのかの判断は難しい。 今切の渡であった場合に袋井に留まったのか、浜松に留まったのか、今は滞在した宿泊地を仮定できるだけの情報 間には浜松の すが、どちらを指すかは不明である。御休泊一覧では袋井の次の宿泊予定地が白須賀となっており、 袋井白須賀間で川支えが問題となるのは、天竜川と浜名湖の今切の渡である。(二)(ホ)は同じ場所の川支えを指 天竜川・浜名湖いずれか一箇所で最低一日の遅延があったことはわかるが、結果的にどちらか一方なのか、 御半途駅の飛札の後にある(二)「水増二日余之御逗留」と(ホ)「右川段御発駕」付」について考える。 「置」が予定されている。天竜川の増水であれば袋井に滞在したものと思われるが、増水が浜名湖 袋井までの遅延が最低一日最大三日なので、袋井白須賀間の遅延は最大三日最低一日、(二)(ホ) 天竜川浜名湖

もあるだろう。また、袋井白須賀間の川支えについては(二)二日余逗留で一度飛札を出し、次に同じ川の川明に ついても飛札を出すといった念の入った出され方をしている。それに比して大井川に関しては一回、もしくは 最後に二川宿の『御休泊記録』の記述と飛札との関係を考える。上述の通り、二川宿については、 その後三日遅れでの利用という状況であった。これが川支えの状況をそのまま反映している可能性 最初に一日遅 

仮説を掲載する。

るものを仮説3①、三日とするものを仮説3②とする。 ものを特立てして仮説2、藤枝袋井間の遅延日数を二日または三日とするもの仮説3とし、藤枝袋井間を二日とす 仮説2と仮説3はほぼ同じ道筋の考察結果であるが、これら二つのことから、藤枝袋井間の遅延を一日と想定した 係から、藤枝袋井間で一日遅延、袋井白須賀間で三日遅延という状況であった可能性が比較的高いように思われる。 途駅の飛札の前に大井川渡渉に関する飛札が出されてもおかしくない状況であるといえるだろう。これら二つの関 六日目の飛札を入れても二回である。大井川の遅延が三日に及んでいたならば、(ロ)六日目飛札の後(ハ)御半

また、飛札差し出し宿は仮説2、3ともに(イ)藤枝、 (ロ) 藤枝または金谷、(ハ) 袋井、(三) 袋井から舞阪間

(袋井、または浜松か)、(ホ)袋井から白須賀間となる。

新たな資料が発見され、今回立てた説が事実として確定されあるいは修正される日が来ることを切に願い、ここに 近年、江戸時代の交通史研究が盛んとなり、書籍やデジタル資料を通じて各宿場の利用状況に関する史料公開が進 料の性質による事実認定の限界と、この上京に関する外部徴証となる資料の少なさを示していると言えるだろう。 を記録しているものであるが、一方で御休泊一覧は旅程の予定段階のものであるので、一覧からの変更の有無によっ 外部資料から、遅延の発生状況と旅程を考えて仮説を三種たててみた。飛札については予定ではなく出された結果 り立つ余地もある。宿泊地を確定するにいたらず、また複数の仮説が成り立つこの状況こそは『御上京一件』の資 ては宿泊地の考察結果が多少前後することもあるだろう。また、飛札記事の解釈のしかたによっては別の仮説が成 以上、川留等で旅程変更が発生したと思われる箇所について、『御上京一件』の内部記事および現在確認可 藤枝白須賀間について定和上京に関する資料は残念ながら現時点では発見できていないが、 能な

注

- 1 岡田美穂・飛石眞理子「桑名市立中央図書館所蔵『天保十一年御上京一件』翻刻と解説(一)」『中京大学図書
- 2 注1前掲論文参照

館学紀要』第36号(二〇一六年三月刊)

四十四丁表に見られる。

3 三月二十六日江戸出発のことは、予定として記されたものも含めると、三十一丁裏、三十二丁裏、三十三丁表、

ルコレクション画像データに拠る)、『続徳川実紀』の日付と一日異なる。慶應義塾大学三田メディアセンター所 十一年三月十四日条に「立坊為御祝義御使松平越中守定和横瀬駿河守御暇」としており(国立国会図書館デジタ とあるが、定和の勤書には二十二日登城のことは記されておらず、定和本人が登城したか不明。 徳川実紀』同月二十二日条に「立坊済ませられし御祝として群臣総出仕あり。…松平越中守。松平下総守が家人。」 いて溜間詰として勤めていたため、『続徳川実紀』からも十四日に定和が登城していたことがわかる。なお、 三家のかたぐ~使し。溜詰。 蔵桑名松平家文書の『京都御使勤書』には、三月十四日、十五日とも登城の記録があるが、三月十四日の登城は 『続徳川実紀』本文は 御忌明」 のため御触があり登城したとする。『続徳川実紀』十四日条にも「右大将殿御喪闋によて。 『続徳川実紀』第二編 高家。詰衆。奏者番まうのぼり御けしきうかゞふ。」とある。当時定和は江戸にお (新訂増補国史大系、平成十年刊)による。『続泰平年表』は天保

- 5 慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書『京都御勤書』に拠る。
- 6 大石学氏監修『東海道四日市宿本陣の研究』(磐田書院、平成十三年刊)等。 児玉幸多氏『宿場と街道―五街道入門―』(東京美術、一九八六年刊)、池田真由美氏「本陣史料の基礎的研究」

- 7 たことが指摘されている。『御上京一件』には、 注6前掲池田氏によると、四日市宿本陣史料では、人馬手配の廻状と宿への廻状が別々に発行される例があっ 往路の宿への廻状指示に関する事柄が記されておらず、別々に
- 8 澤下春男氏・澤下能親氏校訂『桑名日記』一(土井印刷、昭和五十九年一月刊)による。以下、『桑名日記』

廻状が作成されたのかどうかは不明である。

本文は全て同書による。

- ゆまに書房、二〇〇二年刊)では、文政十一年五月に嵐等の影響により長期の川支が発生し「松平美濃守様」「芸 孝日記』(青木美智男氏監修・小林風氏石綿豊大氏校訂『神奈川宿本陣石井順孝日記2 文政九年~文政十二年』 がよく分かる。川支等によって連絡が途絶えてしまう事はままあることだった。 『桑名日記』には、「とんと御様子しれず」とあり、到着予定日の前日に定和一行の現在地が掴めずにいる様子 例えば、 『神奈川宿本陣石井順
- 10 11 伊勢内宮暦は、 定和より一ヶ月前の同年二月に、当時京都所司代であった牧野忠雅が江戸から京都へ上京している。その 国立国会図書館デジタルコレクション『[伊勢内宮暦]天保十一』の画像データによる。

州様」「筑州様」等の状況が不明となった事が記される。

を綴った『上京旅行日記』(慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵桑名松平家文書)では、二月二十三日に江

ような経緯で桑名松平家に渡ったものであるかは不明。定和はこの上京に際して京都で忠雅に会っており、また、 戸を出発し三月四日に桑名に到着しており十泊十一日で桑名に到着している。この旅では途中川留のため藤沢で 日足止めとなっており、足止めがなければ『御上京一件』と同じ九泊十日となり、『御上京一件』の行程も無 「のないものであることがわかる。なお『上京旅行日記』は桑名松平家文書中に納められているが、いつ頃どの

定和の子松平定猷の養子として尾張松平家から久松松平家に入り十三代目を継いだ松平定敬が忠雅と同じ京都所

か大変興味深い。 司代となったことなど両者の接点も多く、桑名藩久松松平家がどのような目的で『上京旅行日記』を収集したの

渡辺和敏監修『二川宿本陣宿帳3』(豊橋市二川宿本陣資料館、二○一一年刊)

13 年刊) 宿側の都合としては、本陣の利用予定が重複する「差合」が考えられる。本多隆成氏『近世の東海道』(清文堂出版、 甲賀市史編纂叢書 第五集 『東海道土山宿本陣 土山家文書宿帳調査報告書』(甲賀市教育委員会、二〇〇九

16 この連絡は四月五日時点では桑名に届いていなかったようで、『桑名日記』四月五日条には「との様明六日御ち 指摘されている。 二〇一四年刊)、三一2には、 『東海道宿村大概帳』は、児玉幸多氏校訂『近世交通史料集』四 注4前掲書参照。なお、(ハ)(ホ)からは京への飛札が桑名への連絡を兼ねていたことがわかる。ところが、 暴風雨や川留めの他、 四月六月は参勤交代のため宿泊が集中しやすかったことが (吉川弘文館、 昭和四十五年刊)による。

が伺える。また同日記には、四月九日に「明日御ちゃくのよし御出むかえの御ふれくる。」とあり九日以前に(ホ)

な。」とあり、桑名においては情報不足による混乱があったこと、このため桑名からも一行へ飛脚を出したこと やくの御つもりのところとんと御様子しれずそれゆへとの様の御出なさるところまで御ひきやく二人立つたげ

の飛札が桑名に届いたと思われる。



写真 1 御休泊一覧復路 (部分)

【付表】御休泊一覧と飛札記事の対応関係に関する仮説一覧

二四

31 荒.	ر ا			28 見		27 袋		26 掛	25 日	24 金		23 島		22 融	Ī	計画
t居 1須賀	<sup>建 [ ]</sup> [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	浜松	天竜川】	付		袋井		Ш	1坂	金谷	大井川】	出	3	<b>林</b>	X ( ) ( ) ( ) ( )	お聞り 三の関係
	四月三日						四月二日	六日目					Д  - 		日程	御休泊一覧
御泊		御置				<b>省</b>				御置			ì	<b>全</b> 公	休泊	一覧
十一日目(四月七日)	- 九日目(四月五日) - 十日目(四月六日)	名語がも日後見のいずれか〈卡〉	目附から山海智			七日目(四月三日)(ハ) 八日目(四月四日)(二)				五日目(四月一日)〈イ〉					日程•飛札	仮説1
	3遅延)	i F				3泊 (2日遅延)			1泊					休泊		
十一日目(四月七日) 〈木〉※	十日目(四月六日)	人日目(四月四日) 九日目(四月五日)			けるののでは、おります。	七日目(四月三日)(ハ)						大日目(四月二日)(ロ)(藤枝またけ金谷)		五日目(四月一日)〈イ〉	日程	仮説2
1泊		(3日遅延)	i			1泊	①/\				Ä	1泊(1日渠証)		1泊	休泊	
十一日目(四月七日) 〈ホ〉※	②十日目(四月六日)	①九日目(四月五日) 十日目(四月六日)	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(袋井、または浜松か)	袋井から舞阪間	(//) ②九日目(四月五日) (//)			(藤枝または金谷泊)	ш		①②六日目(四月二日)	五日目(四月一日)(イ)	日程	仮説3①、②	
1泊	ì	(1)治羅征)	(2泊遅延)	①2泊		1泊				Î	、世帯田の	(2日遅延) の3泊	①2泊	1泊	休泊	.9

<sup>・</sup>宿駅の前に付した番号は、東海道の江戸からの宿駅順を示す。

<sup>・</sup>仮説3①は藤枝金谷間で2日遅延の場合、仮説3②藤枝金谷間で3日遅延の場合

<sup>・〈</sup>イ〉から〈ホ〉はそれぞれ本文中の飛札に対応する。

<sup>・※ 〈</sup>ホ〉は袋井から白須賀間のいずれかから出されたと推定する。

### 《翻刻》

翻刻凡例

1、墨付六十二丁のうち、本稿には二十三丁表から四十四丁表までの翻刻を納める。

2、字体は現行の新字体に直し、「より」の合字については原行のひらがな「より」の表記に直した。

3、改行については、原則として原本の改行に従った。

<u>二</u> 五.

壱棹	才領同断一御夜具長持	壱棹	才領御足軽壱人一御太刀箱
	才領同断		此押同断兼
壱棹	一御用書長持	壱棹	一御馬印箱
	才領御足軽壱人	<b>御旗組壱人</b>	此押御旗組小頭代御旗組壱人
壱棹	一御召物長持	壱本	一御馬印竿
宣而兼	才領御茶弁当才領『而兼		才領御足軽弐人
	一御薬両掛	壱棹	一御進献長持
	才領同断	弐拾筋	一御長柄
	一御茶弁当	拾張	一御弓
	才領同断	弐拾挺	一御鉄炮
壱棹	一御召替御鎧唐櫃		才領同断
	才領同断		一御幕串箱
壱釣	一御具足		才領御旗組壱人
	才領同断		一御幕箱
壱棹	一御武器長持		一御旗箱
	才領同断	弐本	一御旗竿
壱棹	一御装束長持	(御荷物	御供付并御道具御荷物

山鬼 小買物信		一松明	一揚提灯川端口口御手当	子廻小頭		御供付	差出置候事	但御荷物之内、入置夜毎"御本陣、	一御鉦御太鼓	此才領御台所持	一御台所諸包長持 弐棹	此才領御両掛之者御道中斗帯刀"而兼 23ウ	一御台所諸包両掛	才領同断	一御小納戸諸包長持 壱棹
御広間詰	置之内		御取頭	両人ツヽ御広間詰	置之内申合							壱人ツ、不寝番			御本陣泊番
御大小姓弐人	御馬廻弐人	<b>维</b>	即長柄奉行	御物頭	御旗奉行		御医師	御側医師	御右筆	御横目壱人	御勘定頭	御小姓三人	御側役	御用人	
											24 オ				

															13	
一蒲団		×	○御帰府之節御奉文も同様○	○ 但手形之内"而代"/~御本陣、相詰可申事	持揚并御武器類取扱可申事	玄関より御次入口迄	一御進献物御本陣	案内為様	一御客様御使者等有之節御玄関エ	打可為廻事	但手形之内より相勤時廻弐ツ切拍子木	不寝番	一御本陣前後箱番所		不寝番	代りく、壱人ツ、
但枕共壱ツツ、			様	<b>、</b> 御本陣、相詰可申事	事		御足軽弐人		<b>呼玄関</b> 江		動時廻弐ツ切拍子木	御足軽弐人ツヽ			御徒士	御徒小頭
										24 ウ						
		_	三日	被申候已上	見斗御	旅宿ュ	右者御	<u></u>	但旅房	夂	外		一手桶	一行灯		一火鉢
手付下役共	御勘定頭壱人	青木市左衛門	三月廿八日 御郡代□服	<b>咚</b> 已上	見斗御手当筋之義宜取斗可	旅宿亞右之通被成御貸候間於京地	右者御在京中御供之面々末々迄	二三軒持合三而御貸被成候	但旅宿見斗ニ而壱軒、壱ツ又者	各風呂			壱ツ	弐ツ		壱ツ
<b>并</b>	<b>壱人</b>	衛門	服部伊豆		•	<b> </b>	々迄	佚	者	三時焚		洗足たらい壱ツ	手たらい壱ツ	但灯油指	茶碗五ツ	土瓶壱ツ

此度於京都御旅館之儀松平隠岐守様

罷出居 右者御京着之節前日大津迄 御京入之御都合万端取斗 御長屋相渡候へ共一体御長屋数も少サ 御屋敷被成御借用候右『付御供の面々も

羽折襠着

下庄見壱人

右同断之節御供其等共為迎蹴上

まて差出候様 右之趣京都表、可被申越以上

三月十二日

元手廻っ之者 三拾三人

右之者存為优願御供被 仰付候

御手当として金壱両ツヽ被下候

雑用「百八拾文置雑用四拾八文

割馬弐拾人壱疋之割:而被下候事

御長柄持御大床机持等被 仰付候

25 ウ

大切三致候様可被申付候

三月十七日

仕出方より御先廻三而京都差立之分 龍紋小紋御幕 紫縮緬御幕

五拾反 四拾反

壱反 壱反

晒御幕 布交御幕

合宿又ハ町宿被 仰付候向も可有之候 趣。付合宿人数多或ハ他役入交

尤御借用御長屋向ハ勿論町宿迚も

勝手迄見廻心ッ付候様下人々¤も 随分入念主人々三至迄夜中折々 心得筋可申付候且又火之元之儀ハ まて兎角楽書等いたし候事。付厚 榱"釘等打疵付申間敷候末々"至候

26 オ

二九

紺単看板	波笠	観世紕	百通入	三十通入	連名	壱通入	挟箱	早縄	手鎖	同	同人足	同	白輪貫	柿法被	黒輪貫	御長柄 鑓印共	輪貫絹羽折	縞襠
三百枚	百三拾蓋	壱〆め	弐	弐	+	廿五												
御馬印	網代笠	御屛風	差札	五拾通入	五通入	弐通同		拾筋	五羽	拾五枚		百三拾枚		百五拾枚		拾本	弐拾枚	五拾具
壱本	百蓋	三双	五拾枚	弐	弐	十				26 ウ		TX		ťΧ				
○小紋紋付	○木綿合羽	御厩隊	揚提灯	<b>卡馬</b> 刀	雑巾		貸大小		藍御紋付同	朱大丸提灯	揚提灯		) +	○懸硯	○火箸	○炭取	小口細引	御貸鑓
弐枚	四枚		壱 張		五拾筋		十腰		六張	六張	六	4分後 ク	)七子即卜内三子					鑓印共
			箱提灯	名	揚	縹	赤合羽	内	青漆	朱小	白提灯	糸戸分	内亍	三ツ	壱せん	壱ツ	五把	七本
○同羽折	○黒桟帯			<b>福三列 / 豆咚</b>	점  \ 크			内六ツ御下横目之儀	青漆合羽	朱小丸同				○薬礪	○十能	○御水漉	青封縄	細引
弐枚	二筋		三十八	ß	器 四張		弐百枚	-横目之儀	百六	三張				_				4.
								27 オ						二ツ	ッ	壱本	五十把	十五筋
								オ										

一京都立之御暇被為蒙

○此分御草り取増之分

硯箱

七面

高張提灯

十張

十六張

風呂敷

小田原提灯

十二張

弓張提灯

百五十筋

格子帯

御台子壱鋳 風炉 蓋置

御釜

御柄杓建

御水さし建水

金弐分也

一枚代

右者御上京御供被

仰付候付被下置候

御旗組

米富好七右衛門

右者紙細工手伝三而御先詰被

三月十五日 仰付尤渡。物ハ御足軽之通。也 X

服部伊豆

相立可申事

27 ウ

弐階御門之方より稲荷御門元御勘定所

但馬駕籠等之儀ハ御先供屯場三続

候ハ、引続鐘之御門前『相詰可申事 前之方≒廻し置御先供之分繰出

連行儀能相揃可申尤主人々ハ

右之通御行列順之通夫々立場並供

御城『罷出居御行列奉行より通達

有之候ハ丶夫々立場『相廻御先供之

仰付御時積十黄金百枚御馬壱疋 御拝領被成候付三月廿三日より廿四日エ

向御家中之面々御歓帳付候事

今度 御上京之節桑名表

之分ハ不残鐘之御門前より北手『二重』

但馬駕籠共為引付置可申事

御跡供之分ハ新御門より懸作御門之間

御発駕之砌御供揃刻限より御先供

相立可申事

宜時分御行列奉行より猶又下横目 分ハ乗馬いたし居可申候押出

可申候 を以夫々『通達可致候間順々『押行 御跡供之分ハ 御通行相済

鐘之御門前より乗馬いたし押行可申事

御発駕 騎馬御供之分桑名京 御着之節ハ勿論其外

御道中御城下く〜御置御泊等之宿々

可致乗馬事

桑名福江町木戸外より騎馬供之面

々ハ乗掛或ハ駕籠等相用御行列略

可申候尤先道具等ハ猥『不相成様押行

可申事 御行列相立候宿々『而ハ入口より手前』追々

沙汰次第押行可申事 片脇≒列を立御先立御行列奉行より

陣より先輩<br />
一行<br />
三列を<br />
立下馬いたし相 御本陣押寄候ハ、御先供之分ハ御本

> 固居 御入相済候迄行儀正敷備居

乗馬いたし居可申候押出し宜節

可申候尤御供揃相触候ハヽ如元相揃

御行列奉行より可相達候間宿外で

押行可申事

御泊之宿。而ハ御旗竿等并御鉄炮御弓 御長柄之儀此度ハ夫々押之者旅宿。

差置可申事

但御置御泊之宿々「而ハ騎馬之分者 若党草り取鑓挟箱等斗三而

28 ウ

相並居御弓御鉄炮等も勿論相列

御入相済候ハ、最寄ニ而支度

扣居馬駕籠等順々三先へ遣し置

相調或ハ旅宿当引取可申事

X

三月廿五日

京都 前御手狭三付御先供之分御旗竿始 御着之節御旅館御玄関

29 オ

 $\equiv$ 

繰入直 当新裏御門外 温繰出し相 御鉄炮御弓御長柄迄之分表御門より 莂 進献御長持ハ表 繰上可申候尤才判御留守居付添置

罷在 御着館之上繰入可申候尤

頭々ハ 御旅館内見斗相残り

若党草り取之外御門外より裏御門五

相廻シ新裏御門ュ繰出し御行列

同様相列居可申事

御先箱已下御徒士迄 北之方御長屋前迄繰入可申事 御旅館裏一而

相列右より御跡之分ハ御門外:扣居 御駕籠衆之分ハ御白洲南側≒向居

御着館之上御牽馬迄ハ表御門より

繰入其余ハ裏御門より繰入可申事 但御武器類ハ夫々押之者等差配いたし

夫より御旅館『為相納可申事尤御 混雑無之様右押之者手元、為相納

申付置事 武具手代三而受取候間渡方無乱様可

29 ウ

罷越夫より裏御門、相廻可申事

引取可申候尤右御門通空宿之者

御着後都而新裏御門より旅宿く

末々迄混雑不致様可被申付候 差出案内為致候間左様相心得

猶依其時宜御行列奉行より可相達 右之通相定候得共先方都合:拠

御京着御行列御供之分一統追々

義も可有之候兼而左様相心得可被申事

御屋敷『入裏口東洞院通。御射

山町産出銘々下宿産着候様宿主共

右御射山町、差出置案内為致候

御跡供之分も御門前迄列を正しく 可申事

場迄罷越御馬廻℡相渡候上引退

御玄関より手廻っ

依而

何之何某宿 何通何町

何屋 何某

右之通為相認大津御宿迄遣候間

より直三右名前之宿々参着候様右場所五 御跡より被出着之駄荷駕籠等三条通 銘々相心得候様御行列外之面々并

着到之者差出置候間宿々承合

候様右:付別段宿引之者不差出候事

X

三月廿三日

服部伊豆

中小姓 四人

先供三人

挟箱 長柄傘

草り取 鑓

30 ウ

此度京都表御用被為蒙

御旅館出入等三召連候事

右之通旅宿。差置

格別之御用向「付右被為済候迄ハ 仰近々 御上京被為成候付而者

等いたし候共猶更相慎万端心得

御家中火之元等別而入念且遠出

違無之様可被致候 四月三日

覚

江戸より桑名迄御廻状

人足 弐百四拾人程 四拾疋程

馬

御用段後廿六日江戸発駕被致 右者桑名侍従殿就 押

陸尺 四人

壱人

合羽籠

弐荷

三四

御休泊左之通 三月廿六日江戸御発駕 人足 馬 右者桑名侍従殿就 被申候已上 上京候間書面之人馬寄置可 上京候已下同文書 御用段十四日桑名発駕被致 桑名より京都迄 四月十三日 三月廿四日 大津迄 四日市より 品川より 弐百八拾人程 六拾五疋程 右宿々川口屋中 同断 林権三左衛門 石井軍助 32 オ 31 ウ

池鯉 城

御置

宮 岡崎泊

御御御御御御御御御置置置置置置置

御 御 御 泊 泊

御着城

府 吉原

興 沼 小 戸 塚

袋井

藤枝

箱 大 機

浜 金谷

白須賀

川崎

御置

原

坂ノ下四日市

御 置 置 御置

草水亀川山

大 石部

京都御着

 御
 下
 市

 市
 御
 御

 御
 泊
 泊

 泊
 泊
 泊

草津

御業	品川	藤沢	小田原	沼津	興津	藤枝	同御泊	袋井	白須賀	岡崎	宮/	御	石薬師	土山	大津	大津	
御着府	御泊	御泊	御泊	御泊	御泊	御泊	消	御泊	御泊	御泊	御泊	入城御一宿	御置	御 置	御置	御置	泊御休
		神奈川	大磯	箱根	吉原	金谷	大井川出水ニ付	浜松	赤坂	/ 池鯉鮒			四日市	関	石部	布部	水 口
		御置	御置	御置	御置	御置	付	御置	御置	御置			御泊	御泊	御泊	御泊	
															32 ウ		
面々末々迄勝手次第之事:候拝	御行列致拝見度候ハヽ御家中之	此度 御上京 御	罷出候義ハ不相成候事「有之候へ共	一都而御通客等有之節見物等。		四月五日	之通有之候間左様	御目見之儀平 御	一此度為 御上京	猶以京都より家元	舞台格迄御歓帳付候事	被為成候旨申来候付猶	一太守様為 御上京	四月九日八ツ時より舞台格御帳出り		X	以上
第之事:候拝	ハ、御家中之	御発駕 御着共	候事。有之候へ共	節見物等二	大御目付迄	御宮奉行より	之通有之候間左様可被相心得候以上	御着城之節	御着之上	猶以京都より家元、御着城候節も同様有之候以上	候事	付猶 御城御家中之面々	御上京去月廿六日御発駕	口格御帳出ル			
						三輪種右衛門				有之候以上	33 オ	乙面々					

避行之 行之
節下☆お
御通行之節下『おり御時宜可致候見心得之儀者十才已上之男子ハ
候
御物頭御旅奉行
御長柄奉行御鉄炮頭

														-	- 65	i —
	×	右者福江町木戸外西側流罷出			右者同所西側沿罷出			右者羽津村御領分堀東側、罷出			右者京町御門外西側垣罷出		伺之上此処へ罷出ル	一此分始而之義。付此度	御上京之節通有之候事	右之通文政之度
			町役人	町医師		郷手代	御代官壱人	出	御内用達	庄屋		同格	郷土			
															34 ウ	
手人	内	一若党	覚	御勘定所『差出可申事	配頭々華村美	雨具持等取人	但舞台格已下御供被	左之通相認御勘定所、差出可申候事	手人共全召連候分来,廿四日迄:	一此度 御上京御供	御供方心得	四月九日	一同断。付猶又弐拾四人御雇被	四月五日	御雇被 仰付候事	一御上京:'付御足軽御人支:'付三拾人
何人		何人		町申事	配頭々善書付差出頭々言而取集	雨具持等取人致候分ハ是又支	供被 仰付候者	所^差出可申候事	来。廿四日迄:	御上京御供之面々御貸人	御供方心得届案申達書		四人御雇被 仰付候事			岬人支 "付三拾人

	04																
右之通桑名より京都迄往返召連	手人何人	〆何人之内	但鑓人足	竹馬持	合羽籠持	草り取	長柄傘持	挟箱持	添鑓持	鑓持	但带刀	竪弓持	具足櫃持	此訳	中間	御用使	手組
往返召連				何人	壱人	壱人	壱人	壱人	壱人	壱人		壱人	壱人		何人	何人	何人
											35 ウ						
宿々川口屋≒前以相達置候間相届候	御勘定所、相届候様尤右員数之儀ハ	委細雛形之通取調来廿二日迄三	京都迄人馬員数諸荷物類とも	御金仕拂方:而取斗候右:付桑名より	一御道中御供方末々迄宿々人馬賃銭	扱候向より同様書付指出可申事	可被申候尤御用『而遣ひ候分ハ夫々取	いたし来廿二日迄『御勘定所、差出し	京都迄何人何疋÷申義書付"	勘弁いたし実々入用之人馬桑名より	公辺亞御何有之事三付銘々成丈	一此度御道中人馬遣ひ方之儀前以	右者雇書"認可申事	鑓人足之分	但手人之分	月日	申候以上

右之通人馬賃銭仕払方:而取斗 後增減有之間敷候

有之候共前以被下人馬賃銭ハ都而 候儀『付被下人馬より遣ひ方過不及

人馬:而引取過有之分ハ相戻・不足

差出候様右候ハヽ追而□当為致被下

相渡不申併手形之義ハ是迄之通。

之分ハ持出上納有之様為相触候右

相触候日より五日之内上納可致事

但人馬賃銭自分払ニ致度分ハ其旨御勘

定所、相届可申左候へハ賃銭並之返 相渡可申尤自分払いたし度候共人馬

等員数之儀ハ同様相届可申事

右宿々人馬継立方仕方ハ鑑札。以

弐番。夫々番付相定 右壱番何之 取斗警ひハ何之何某壱番何之誰

継立致候事

但何番之何人何疋之内若遅速有之

候分ハ問屋『而右帳面之上何之誰分

川口屋、為見候得共右問屋帳面と引合 当日継立候節ハ銘々取持之鑑札 鑑札之通帳面:相認前以渡置候依而 候間右を以継立可申尤問屋ハハハ右銘々

壱疋継立候得者

何某入用人足五人本馬弐疋軽尻

36 ウ

表札馬

(EI)

桑名 何

裏札馬

三番 軽尻壱疋

弐番 本馬壱疋 本馬壱疋

但何疋"而壱疋 毎一番付致

37 オ

表札足人

(EII) 桑名

何之何

裏札

人足 具足 壱荷 引戸駕籠七挺 人足何人

人足何人

但人足何人有之 候共如此認候事

右之通番付之鑑札出来銘々相渡

鑑札之儀万一紛失等も有之候ハヽ 駄荷之儀ハ銘々相渡候鑑札之通 鑑札之儀者来月朔日より三日之内 仕払方御勘定人ニ申続受取着之上 御勘定所より可相渡候 其旨相届可申事 何疋三而も壱駄毎番付相記候様 引戸駕籠 宿々継人馬届書出案文 問屋電罷越持参之鑑札引合 鑑札持参候者ハ人馬より後一不申 三而も継立方差支ひは無之候尤 又ハ何人何疋之内若遅速有之分 候事以番付之人馬前後致候□ 何人何疋之内継立済候合点致置 人足何人 覚 壱挺 可申事 37 ウ 舞台格已下銘々人馬并雨具持 **ダ**何 何 足 一駄荷 一乗掛 一長持 一具足 両掛 垂駕籠 人足何人 人足何人 人足何人 但右同断 但本馬軽尻之訳 人足何人 但右之外でも為持候品ハ勿論調出候様尤 廉々認可申事 ケ条之内持人通し人足之分ハ訳 壱疋 壱疋 壱荷 壱棹 壱荷 壱挺

度向者勝手次第三候桑名より立帰	御賄被成下候且又親類等´致逗留	御長屋義無之"付町宿被 仰付	一桑名御逗留中江戸より立帰之分ハ	致候尤荷覆等"貫目之内"可心得候	右之余少しも過貫目無之様可被	乗下小付共合或廿三四貫目まて	貫目相改差札付壱駄四十貫目	尤荷物小付等"至迄壱渋*綻□	返共貫目改有之付改受可相賄候	一継人馬荷物之儀ハ草津駅三而往	但通し人足之分ハ認不申事	之儀并小使人数之事夫々より認出可申事	一諸御役々御供付御用荷物の箇数	但組体之分ハ御普請方二而調可申事	誰々で持合雨具持之趣で書出可申事	支配頭"而取集差出可申候勿論	或ハ乗下又ハ荷物何箇゚申訳ハ
											38 ウ						
三段『都而種々相賄候様宿々之者』	一御道中御供泊旅罷之儀上中下	但舞台格已下末々迄右『准》候事	定而御横目並相屆可申事	賃銭ハ自分払三可致右之趣	問屋『断混》不申候様勿論定	訳柄『寄可申付候尤鑑札外之趣	之節ハ川口屋詰御下横目≒相断候ハヽ	等三而歩行難相成不得止人馬入用	取候儀不相成候併御用又ハ病気	之節付出候人馬之外道中『而人馬	公辺亞御屆有之候間桑名出立	人馬継立方御定ハ無之候得共	一此度ハ御用"而御往来之儀"付	御勘定賄方≒相届可申事	相渡候右。付同居致候者ハ於門戸表	依而上下無差別雑用壱分二朱ツ、	勤番之向ハ銘々宅当り取候様

39 ウ

御往返とも桑名 御譲合御通行被成候御行列御供之分 於御旅中御茶童道御行逢之節 場所内ハ菅笠不相成候尤右場所 迄不苦候下乗ハ太鼓御門外『付右 下馬ハ鐘之御門外「付持鑓右場所 外三而致下馬馬共內五入候樣 御着城之節御供之分南大手御門内 末三賄候而も宿屋三申分不致候様 割二罷越候者五申付遣候付廉 不及被云訳候旨も申達置候様宿 申達旅籠代相賄罷越候様尤旅 御用『而御旅行之儀』付道幅半分ツヽ 相勤候等這有之候 且大手御門内ハ御先払御下横目小頭 く『御下横目差出為致世話候 より自分く〜宅≒引取候様尤大手御門 籠屋三而心得違宜賄候而も別段 40 オ 可申事 公儀御道具御行逢之節ハ惣而 御進献并御奉文付之分 御京着御当日より御逗留中 尤<br />
御名代御使等ハ御行逢之先様 之外ハ同断じ候得共片寄 御旅行と捨別相違も無之事「心得 より御礼節之儀ハ可有之儀。付平日 右之外兼而相達候通相心得可申事 扣候三不及先方同様:心得可申事 先方同樣:相心得可申事 御進献御奉文¤同様¨有之候間 不及下馬いたし可申尤先方:而も 御茶壷『行逢候節是又下乗』 御三家様方御茶壷\*同様\*有之候事 且宿駕籠等。乗候分ハ下り可申 御茶壷通り過後通行致可申 下乗。不及下馬いたし可申御行列

> 40 ウ

麻上下着用候様

四 四

上下着用候様舞台格已下者 御旅館詰表向之分熨斗目麻

但御勝手詰之面々ハ平服之事勿論

御書院格ハ継肩衣着用可致事

御用無之者ハ御白州エ 御京着之節御先詰之面々舞台格 御出迎致候様

左之方流罷出可申事

尤御書院格ハ御玄関右之方舞台格ハ

御京着"付御供之面々舞台格迄

御歓帳御帳所並差出候間行掛り

御帳一付可申事

但右御歓帳ハ両日之内勝手次第

罷出可申事

初而 御参 内之節三度目

御参 中之面々舞台格迄御歓帳 内之節右被為済候節々御家

御帳所三而行掛。御帳付可申事

御在京中式日御帳御家中之面 斗行掛御帳 "付可申事

端午迄御在京「候ハト御礼帳

41 ウ

御家中之面々舞台格迄是又

行掛御帳。付可申事

具足櫃覆銀致之儀全致同趣 品物でも候へハ已後不相成候事

41 オ X

御上京御使札 飛脚人数調

御飛札

御上京之節飛脚御足軽 日

十九里宛之割

箱根山越御止宿より

江戸五斗小早町便

大井川御渡渉御止宿より 同断

六日目御止宿より御使札 江戸亞飛脚弐人

御便者都而江戸『仕立

御半途駅御止宿より御飛札 江戸、弐人

但御所司代様ヹも同断

京都、弐人桑名。兼

御京着一付御飛札 御飛札 御使札 御旅中御尋之御奉書御礼 御旅中水増二日余之御逗留。候ハ、御飛札 同御発駕一付水野越前守様五斗 桑名御着城一付御飛札 右川段御発駕三付御飛札 但御所司代様ヹも 江戸、弐人 但御所司代様ヹも同断 江戸正式人 京都′弐人 江戸『弐人六日振桑名、も兼 是迄江戸御供付 一日半振 江戸"弐人 京都、弐人桑名。兼 五日振 江戸、弐人 京都、弐人桑名。兼 江戸、斗弐人 42 オ 大井川御渡渉御止宿より 御飛札 京都御発駕御止宿より御飛札 舞楽御拝見酒饌御頂戴 御半途駅御止宿より御飛札 桑名御発駕:付水野越前守様、斗 桑名御城御止宿より御飛札 御暇并御推任三付御使札 初而御参 御鳳輦御拝見有之候ハヽ御飛 江戸´弐人 江戸'弐人 此飛脚見合置翌朝 江戸桑名小品町便 同断前日飛脚二而兼合 内済。付御使札 右同断 右同断 江戸'弐人右同断 出立兼合

																01		
一八百五拾七文	一壱貫百五拾文	桑名より京都迄	一壱貫百九拾四文	一弐貫六百八拾八文	一三貫五百五拾六文	一四貫四百弐拾四文	一六貫百五拾八文	戻之分	一三貫六百八文	一四貫三百弐拾三文	一五貫三拾八文	一六貫七百七拾弐文	桑名より江戸迄飛脚賃	×	御飛札飛脚弐人ツィ	但右三ケ条別々『御拝見』候ハヽ其度毎	札	
同戻り	二日振	但三拾里	只戻り	六日	五日	日日	三日		六日振	五日振	四日振	三日振	脚賃		`	一候ハヽ其度毎		
											43 オ							
通ひ	御取次	御使者本陣三而御引受	桑名"而御往返之節他所		申来候。付四月九日御家中舞台	一江戸表三月廿六日御発駕被遊候旨		御着城被遊候事	御道中川支"而四月十日八ツ下	御発駕四月六日御着城之処	一京都為 御使三月	×	一三百七拾九文	一壱貫九百六拾三文	一弐貫百六拾文	一壱貫四百五拾弐文	一壱貫六百八文	
御坊主四人	御奏者番弐人	御引受	之節他所	格迄御歓帳	[御家中舞台	<b> 椰発駕被遊候旨</b>			千日八ツ下	看城之 <b>処</b>	御使三月廿六日卯ノ刻		只戻り	同戻り	一日振	同戻り	一日半振	

43 ウ

御進物釣り上運ひ 御足軽弐人

御進物持運ひ 御中間弐人 伴僧通ひ兼

本陣以前幕張盛砂鋳手桶 台提灯御前両所、二張ツ、